

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第8号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「16,600円」を「21,900円」に改め、同条第3号ア中「24,600円」を「28,800円」に改め、同号イ中「12,300円」を「14,400円」に改め、同号ウ中「18,450円」を「21,600円」に改める。

第20条中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第28条中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第37条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第2項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第38条の3第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第2項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第6項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第15条、第20条、第28条、第37条及び第38条の3の規定は、令和7年度以後の年度分の保

険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。